



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
10月21日(月)  
号外  
第55号

## 目次

### 規 則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部改正…………… 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部改正…………… 2

## 規 則

### 栃木県規則第47号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和6年10月21日

栃木県知事 福田 富一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第34号）附則ただし書に規定する規定のうち同条例第5条の規定の施行期日は、令和6年10月22日とする。

### 栃木県規則第48号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月21日

栃木県知事 福田 富一

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則（平成20年栃木県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(本人確認情報を提供する事務) 第3条 略	(本人確認情報を提供する事務) 第3条 略 2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、 <u>国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とす</u>

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例（昭和50年栃木県条例第2号）第4条第1項の修学奨励費の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第5条の経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例（昭和50年栃木県条例第2号）第4条第1項の修学奨励費の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

(1) 高等学校等を退学した後、再び県内の県立の高等学校で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金（以下「県立高等学校学び直し支援金」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 県立高等学校学び直し支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第5条の経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、令和6年10月22日から施行する。

栃木県規則第49号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月21日

栃木県知事 福田 富一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年栃木県規則第48号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例別表第1の規則で定める事務) 第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務	(条例別表第1の規則で定める事務) 第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務

は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1)～(6) 略
  - (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - (8)～(10) 略
- 2～7 略

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

**第4条** 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項第4欄(1)から(3)までの規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1)～(4) 略
  - (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に定める情報
  - (6) 略
- 2～5 略

は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1)～(6) 略
  - (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
  - (8)～(10) 略
- 2～7 略

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

**第4条** 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項第4欄(1)から(3)までの規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1)～(4) 略
  - (5) 略
- 2～5 略

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則(平成20年栃木県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報を利用する事務)</p> <p><b>第2条</b></p>	<p>(本人確認情報を利用する事務)</p> <p><b>第2条</b> 条例別表第1第1号の規則で定める事務は、<u>私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</u></p> <p>2 <u>条例別表第1第2号の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金(以下「私立高等学校等学び直し支援金」という。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p>(2) <u>私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u></p> <p>3 <u>条例別表第1第3号の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</u></p> <p>(2) <u>生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></p>

に関する事務

- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
- (9) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (10) 生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務

- ① 条例別表第1第1号の規則で定める事務は、栃木県心身障害者扶養共済条例（昭和45年栃木県条例第4号）第17条第3項（第2号に係る部分に限る。）又は第4項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務とする。
- 2 条例別表第1第2号の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。  
(1)・(2) 略

- 4 条例別表第1第4号の規則で定める事務は、栃木県心身障害者扶養共済条例（昭和45年栃木県条例第4号）第17条第3項（第2号に係る部分に限る。）又は第4項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務とする。
- 5 条例別表第1第5号の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。  
(1)・(2) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行政改革ICT推進課)